

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【公表番号】特表2005-533075(P2005-533075A)

【公表日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2004-514780(P2004-514780)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	11/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/198
A 6 1 K	47/12
A 6 1 K	47/18
A 6 1 K	47/22
A 6 1 K	47/38
A 6 1 P	1/00
A 6 1 P	9/02
A 6 1 P	11/00
A 6 1 P	11/02
A 6 1 P	11/06
A 6 1 P	25/06
A 6 1 P	43/00
1 1 1	

【手続補正書】

【提出日】平成18年6月16日(2006.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(2S)-2-アミノ-4-[2-(エタンイミドイルアミノ)エチル]チオブタン酸と、薬学上許容される增量剤と、1種以上の抗酸化剤またはキレート化剤とを含む、経口投与用の固形医薬組成物。

【請求項2】

前記(2S)-2-アミノ-4-[2-(エタンイミドイルアミノ)エチル]チオブタン酸が、リン酸との(1:1)化合物またはその溶媒和物の形態である、請求項1に記載の医薬組成物。

**【請求項 3】**

前記溶媒和物が水和物である、請求項 1 または請求項 2 に記載の医薬組成物。

**【請求項 4】**

前記水和物が一水和物である、請求項 3 に記載の医薬組成物。

**【請求項 5】**

前記水和物が三水和物である、請求項 3 に記載の医薬組成物。

**【請求項 6】**

乾燥重量を基準にして、前記(2S)-2-アミノ-4-[2-(エタニイミドイルアミノ)エチル]チオブタン酸を約0.1～約5重量%含み、前記薬学上許容される增量剤を約80～約99.5重量%含み、かつ前記抗酸化剤、前記キレート化剤、またはそれらの混合物を約0.005～約5重量%含む、請求項 1～5 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 7】**

前記抗酸化剤または前記キレート化剤が、EDTA、リンゴ酸、アスコルビン酸、およびそれらの混合物よりなる群から選択される、請求項 1～6 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 8】**

前記薬学上許容される增量剤が、微結晶性セルロース、デンプン、またはそれらの混合物を含む、請求項 1～7 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 9】**

薬物療法に使用するための、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物。

**【請求項 10】**

ヒトなどの哺乳動物において一酸化窒素シンターゼの阻害剤が必要とされる臨床症状の治療または予防に使用するための、請求項 9 に記載の医薬組成物。

**【請求項 11】**

前記臨床症状が、関節炎、喘息、鼻炎、慢性閉塞性肺疾患、腸閉塞、片頭痛、疼痛、および過敏性腸症候群から選択される、請求項 10 に記載の医薬組成物。

**【請求項 12】**

一酸化窒素シンターゼの阻害剤が必要とされる臨床症状を予防または治療するための医薬の製造における、請求項 1～8 のいずれか 1 項に記載の医薬組成物の使用。

**【請求項 13】**

前記臨床症状が、関節炎、喘息、鼻炎、慢性閉塞性肺疾患、腸閉塞、片頭痛、疼痛、および過敏性腸症候群から選択される、請求項 12 に記載の使用。